

令和 8 年 2 月 18 日  
消 防 庁

## 令和 8 年度災害情報伝達手段に関するアドバイザー 会議事業に係るアドバイザー募集

住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化は、災害情報伝達手段に関する多様な知識のみならず、既存の防災行政無線等との運用を十分に勘案して設計を行う必要があります。

これらの作業は、各市区町村や都道府県の職員で行うこととなりますが、技術的なノウハウを持つ職員が少ないことから、各市区町村や都道府県での地理特性や既存設備を勘案した個々の具体的な諸課題の解決が困難となっています。

このことを踏まえて、技術的な知見等を有する災害情報伝達手段に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）から、各市区町村や都道府県の職員に対して情報伝達に関する技術的提案及び助言を行う事業を、別添「災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議要綱」に基づき実施します。

この事業を実施するにあたり、下記のとおりアドバイザーを募集します。

### 1 主な業務内容

アドバイザーは、市区町村において、災害情報伝達手段に関する提案及び助言を行います。

提案及び助言の内容は、概ね次のとおりです。

- (1) 災害情報伝達手段に係る技術的提案及び助言
- (2) 災害情報伝達手段システムの運用に係る提案及び助言
- (3) 整備スケジュール等の提案及び助言
- (4) 災害情報伝達手段の多重化の重要性に係る提案及び助言
- (5) その他市区町村の要望に対する提案及び助言

### 2 応募資格

- (1) 災害情報伝達手段に関わる実地業務等の経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段に係るシステムの運用について相当の知見を有する者であること。
- (2) 心身健全で当該業務を遂行できる者であること。
- (3) 所属する団体、会社等が、応募することを了承した者であること。
- (4) アドバイザーとして会議に出席する市区町村における災害情報伝達手段のシステム関連整備事業について、所属する会社等が、契約年度及び翌年度は、営業活動及び入札ができないことを了承した者であること。

### 3 応募方法

#### (1) 提出方法

[応募用紙](#)に記入のうえ、下記アドレスまで送付してください。(募集期間内必着)

メールアドレス：[bgm-boujo@ml.soumu.go.jp](mailto:bgm-boujo@ml.soumu.go.jp) 消防庁防災情報室 津辻宛

#### (2) 募集期間

令和8年2月18日(水)から令和8年3月23日(月)まで

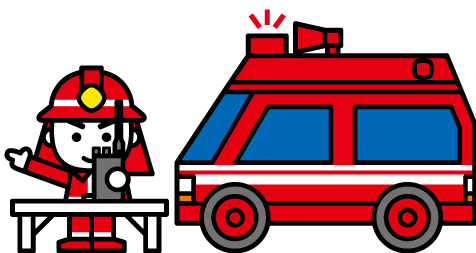
### 4 必要経費の支払い

謝金、旅費の必要経費は、必要に応じて消防庁等から支払います。

### 5 関係書類

#### (1) [令和8年度災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議事業に係るアドバイザー募集要領](#)

#### (2) [災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議要綱](#)



#### 連絡先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

担当：勝山、林、津辻

電話 03(5253)7526 (直通)

## 災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議要綱

### (目的)

第1条 災害情報伝達手段に係るシステムの整備を推進するため、災害情報伝達手段に関するアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)と市区町村により会議を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (業務)

第2条 アドバイザーは、市区町村に対し災害情報伝達手段に関する提案及び助言を行うものとする。

2 前項の提案及び助言の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害情報伝達手段に係る技術的提案及び助言
- (2) 災害情報伝達手段システムの運用に係る提案及び助言
- (3) 整備スケジュール等の提案及び助言
- (4) 災害情報伝達手段の多重化の重要性に係る提案及び助言
- (5) その他、市区町村の要望に対する提案及び助言

3 アドバイザーは、特定の通信設備製造業者、施工業者及び設計業者等の災害情報伝達手段のシステム関係業者が有利となるような提案及び助言を行ってはならない。

4 アドバイザーは、所属する会社等の名称を宣伝するなどの行為を行ってはならない。

### (募集)

第3条 アドバイザーの募集方法は、原則公募によるものとする。

2 アドバイザーの応募資格は次のとおりとする。

- (1) 災害情報伝達手段に関わる実地業務等の経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段に係るシステムの運用について相当の知見を有する者であること。
- (2) 心身健全で当該業務を遂行できる者であること。
- (3) 所属する会社等が、応募することを了承した者であること。
- (4) アドバイザーとして会議に参加する市区町村における災害情報伝達手段に係るシステム関連整備事業について、所属する会社等が、契約年度及び翌年度は、営業活動及び入札ができないことを了承した者であること。

3 応募に係る様式は、別紙1のとおりとする。

### (委嘱)

第4条 アドバイザーは、第3条に基づく応募のあった者の中から、消防庁防災情報室長(以下「室長」という。)が審査し委嘱する。

2 委嘱されたアドバイザーは、別紙2の災害情報伝達手段に関するアドバイザー登録リストに登録され、消防庁が当該リストの中から適宜選出し、会議に参加するものとする。

### (任期)

第5条 アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から委嘱を受けた日の属する年度の末日までの期間とする。ただし、別紙3の災害情報伝達手段に関するアドバイザー意志確

認書の提出をもってアドバイザーを継続する意志を表明した者にあつては、室長の審査の上で、その任期を延長することができるものとする。

(会議相手方の市区町村)

第6条 アドバイザー会議の対象市区町村は、都道府県を通じて要望があつた市町村等とする。

(会議実施市区町村の決定)

第7条 消防庁は、都道府県を通じて市町村等に対し、アドバイザー会議開催希望の有無を確認し、必要であると認めた場合に会議を行うものとする。

(期間及び計画)

第8条 期間は、会議相手方先1か所に対し、移動日を含め最大4日間とする。

2 提案及び助言の実施計画については、消防庁と会議相手方市区町村との協議により決定するものとする。

(資料作成)

第9条 会議に出席するアドバイザーは、消防庁と協議のうえ提案及び助言に必要な資料等を作成するものとする。

(報告)

第10条 アドバイザー会議を実施した市区町村は、必要により都道府県を通じてその結果を消防庁に報告するものとする。

(消防庁への助言)

第11条 第2条及び第9条に規定するほか、アドバイザーは、消防庁からの求めに応じ、消防防災に係るシステム等について、必要な助言を行うものとする。

(守秘義務)

第12条 アドバイザーは、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(委嘱の取消し)

第13条 室長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当したときは、アドバイザーの委嘱を取り消すものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) 所属する会社等が、アドバイザーが会議に参加した市区町村の災害情報伝達に係るシステム関連整備事業に入札をしたとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 心身の故障のため業務に支障をきたすと認められるとき。

(委託)

第 14 条 消防庁は、アドバイザー会議に関する業務を円滑に遂行するため、庶務等に関する業務を業者に委託することができるものとする。

2 前項の規定により委託を受けた業者（以下「委託業者」という。）は、必要に応じアドバイザー又はアドバイザーが所属する会社とアドバイザー会議に関する契約を締結することができるものとする。

3 委託業者は、消防庁と協議のうえ第 4 条第 2 項に定めるリストからアドバイザーを選出することができるものとする。

4 委託業者は、消防庁と協議のうえ第 8 条第 2 項に定める実施計画を、会議相手方市区町村と調整することができるものとする。

5 委託業者は、消防庁と協議のうえ第 9 条に定める必要な資料等について、作成することができるものとする。

6 委託業者は、業務の結果を消防庁に報告するものとする。

(経費)

第 15 条 アドバイザーの派遣に係る経費（以下「アドバイザー経費」という。）は、消防庁が負担する。ただし、第 14 条第 1 項に基づき、庶務等に関する業務を業者に委託した場合は、委託業者の負担とする。

2 アドバイザーの経費とその金額は、次のとおりとする。

(1) 謝金 総務省諸謝金等使用基準に定める金額

(2) 旅費 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）及びその関係する法令に定める金額。ただし、交通費については、アドバイザーの勤務地と派遣先市区町村の指定する場所との間の往復の移動にかかる経費とする。

3 アドバイザー経費は、必要に応じ支払うものとし、その支払い方法は口座振込を原則とする。

なお、アドバイザーが所属する会社等が、アドバイザー経費を立替え等により支出した場合は、アドバイザーが所属する会社等に支払うことができるものとする。

4 第 2 項のほか、必要な経費が生じた場合において、当該経費については、消防庁と協議の上でアドバイザーはその支払いを受けることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 28 日から施行する。

災害情報伝達手段に関するアドバイザー  
応 募 用 紙

令和 年 月 日

消防庁防災情報室長 殿

会社等名 \_\_\_\_\_  
役職名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

顔写真(6カ月以内に撮影したもの。)を貼り付けてください。

写真の裏面に氏名を記入してください。

※電子データ可

私は、災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議要綱第3条に基づき、アドバイザーに応募します。

経 歴 等			
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
連絡先 (会社等)	住所： 電話番号： E-mail：		
専門的知識や経験を有する事項 (該当する項目に「○」、特に得意とする項目1つに「◎」。)			
災害情報伝達手段(同報利用)	要素技術に関する知見	その他の知見	
防災行政無線	電波伝搬	一斉送信・防災情報システム開発	
FM放送	音響・音達 (高性能スピーカー等の整備を含む)	スマホアプリ、SNS等の活用	
MCA	TCP/IP	災害時の災害情報伝達手段の運用	
280MHz ページャー	LG-WAN・J-LIS	自治体等における入札・調達	
市町村デジタル	他 (具体的に記載ください)	他 (具体的に記載ください)	
IP告知、CATV等			
携帯電話網			
地上デジタル波			
資格 (本件業務に関連する資格のみで結構です。)			
過去の職務内容 (本件業務に関連する職務のみで結構です。)			
過去の業務実績 (本件業務に関連する実績のみで結構です。)			

上記の者は、災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段システムの運用について相当の知見を有する者であり、災害情報伝達手段に関するアドバイザーに応募することを了承します。

令和 年 月 日

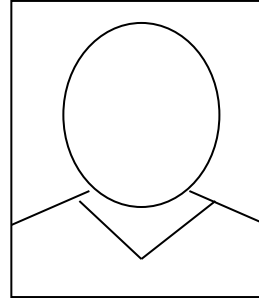
会社等名 \_\_\_\_\_  
役職名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

【記載例】  
災害情報伝達手段に関するアドバイザー  
応募用紙

令和〇年〇月〇日

消防庁防災情報室長 殿

会社等名 株式会社〇〇  
役職名 防災行政無線課長  
氏名 〇〇 〇〇



私は、災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議要綱第3条に基づき、アドバイザーに応募します。

経 歴 等			
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）		
連絡先 (会社等)	住所：東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇 電話番号：0123-456-7890 E-mail: abcdef-1234@co.jp		
専門的知識や経験を有する事項（該当する項目に「〇」、特に得意とする項目1つに「◎」。）			
災害情報伝達手段（同報利用）	要素技術に関する知見		その他の知見
防災行政無線	◎	電波伝搬	〇
FM放送	〇	音響・音達 (高性能スピーカー等の整備を含む)	◎
MCA	〇	TCP/IP	〇
280MHz ページャー	〇	LG-WAN・J-LIS	
市町村デジタル	〇	他 (具体的に記載ください)	
IP告知、CATV等	〇		
携帯電話網	〇		
地上デジタル波	〇		
資格 (本件業務に関連する資格のみで結構です。)	第一級陸上無線技術士		
過去の職務内容 (本件業務に関連する職務のみで結構です。)	H10.4.1～H15.3.31 防災行政無線係長 H15.4.1～現在に至る 防災行政無線課長		
過去の業務実績 (本件業務に関連する実績のみで結構です。)	〇〇市防災行政無線整備		

上記の者は、災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段システムの運用について相当の知見を有する者であり、災害情報伝達手段に関するアドバイザーに応募することを了承します。

令和〇年〇月〇日

会社等名 株式会社〇〇  
役職名 防災行政無線部長  
氏名 〇〇 〇〇





災害情報伝達手段に関するアドバイザー  
意 志 確 認 書

令和 年 月 日

消防庁防災情報室長 殿

会社等名 \_\_\_\_\_  
役職名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

私は、災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議要綱第5条に基づき、アドバイザーに応募します。

経 歴 等			
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
連絡先 (会社等)	住所： 電話番号： E-mail：		
専門的知識や経験を有する事項 (該当する項目に「○」、特に得意とする項目1つに「◎」。)			
災害情報伝達手段 (同報利用)	要素技術に関する知見		その他の知見
防災行政無線	電波伝搬	一斉送信・防災情報システム開発	
FM放送	音響・音達 (高性能スピーカー等の整備を含む)	スマホアプリ、SNS等の活用	
MCA	TCP/IP	災害時の災害情報伝達手段の運用	
280MHz ページャー	LG-WAN・J-LIS	自治体等における入札・調達	
市町村デジタル	他 (具体的に記載ください)	他 (具体的に記載ください)	
IP告知、CATV等			
携帯電話網			
地上デジタル波			
資格 (本件業務に関連する資格のみで結構です。)			
過去の職務内容 (本件業務に関連する職務のみで結構です。)			
過去の業務実績 (本件業務に関連する実績のみで結構です。)			

上記の者は、災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段システムの運用について相当の知見を有する者であり、災害情報伝達手段に関するアドバイザーに応募することを了承します。

令和 年 月 日

会社等名 \_\_\_\_\_  
役職名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

【記載例】  
災害情報伝達手段に関するアドバイザー  
意志確認書

令和〇年〇月〇日

消防庁防災情報室長 殿

会社等名 株式会社〇〇  
役職名 防災行政無線課長  
氏名 〇〇 〇〇

私は、災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議要綱第5条に基づき、アドバイザーに応募します。

経 歴 等					
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）				
連絡先 (会社等)	住所：東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇 電話番号：0123-456-7890 E-mail: abcdef-1234@co.jp				
専門的知識や経験を有する事項（該当する項目に「〇」、特に得意とする項目1つに「◎」。）					
災害情報伝達手段(同報利用)	要素技術に関する知見		その他の知見		
防災行政無線	◎	電波伝搬	〇	一斉送信・防災情報システム開発	〇
FM放送	〇	音響・音達 (高性能スピーカー等の整備を含む)	◎	スマホアプリ、SNS等の活用	
MCA	〇	TCP/IP	〇	災害時の災害情報伝達手段の運用	◎
280MHz ページャー	〇	LG-WAN・J-LIS		自治体等における入札・調達	
市町村デジタル	〇	他 (具体的に記載ください)		他 (具体的に記載ください)	
IP告知、CATV等	〇				
携帯電話網	〇				
地上デジタル波	〇				
資格 (本件業務に関連する資格のみで結構です。)	第一級陸上無線技術士				
過去の職務内容 (本件業務に関連する職務のみで結構です。)	H10.4.1～H15.3.31 防災行政無線係長 H15.4.1～現在に至る 防災行政無線課長				
過去の業務実績 (本件業務に関連する実績のみで結構です。)	〇〇市防災行政無線整備				

上記の者は、災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段システムの運用について相当の知見を有する者であり、災害情報伝達手段に関するアドバイザーに応募することを了承します。

令和〇年〇月〇日

会社等名 株式会社〇〇  
役職名 防災行政無線部長  
氏名 〇〇 〇〇

## 令和 8 年度災害情報伝達手段に関する アドバイザー会議事業に係るアドバイザー募集要領

災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議要綱（以下「会議要綱」という。別添参照）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり公募します。

### 記

#### 1 募集に付する事項

件名：令和 8 年度災害情報伝達に関するアドバイザー会議事業に係る  
アドバイザーの募集

事業の概要：住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化は、災害情報伝達手段に関する多様な知識が必要なほか、既存の防災行政無線等を踏まえた運用を十分に勘案して設計を行う必要がある。

他方、これらの作業を行う各市区町村には、技術的なノウハウを持つ職員が少ないことから、各市区町村での地理特性や既存設備を勘案した個々の具体的な諸課題の解決が困難となっている。

そこで、本事業では、災害情報伝達手段の整備促進を図ることを目的とし、技術的な知見等を有する災害情報伝達手段に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、各市区町村の職員に対して情報伝達に関する技術的提案及び助言を行う。

#### 2 業務内容

アドバイザーは、市区町村に対し、災害情報伝達手段に関する提案及び助言を行います。

提案及び助言の内容は、概ね次のとおりです。

- (1) 災害情報伝達手段に係る技術的提案及び助言
- (2) 災害情報伝達手段システムの運用に係る提案及び助言
- (3) 整備スケジュール等の提案及び助言
- (4) 災害情報伝達手段の多重化の重要性に係る提案及び助言
- (5) その他市区町村の要望に対する提案及び助言

#### 3 応募資格

- (1) 災害情報伝達手段に関わる実地業務等の経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段に係るシステムの運用について相当の知見を有する者であること。
- (2) 心身健全で当該業務を遂行できる者であること。
- (3) 所属する団体、会社等が、応募することを了承した者であること。
- (4) アドバイザーとして会議に参加する市区町村における災害情報伝達手段のシステム関連整備事業について、所属する会社等が、契約年度及び翌

年度は、営業活動及び入札ができないことを了承した者であること。

#### 4 応募方法

会議要綱第3条第3項に基づき、別紙1の「災害情報伝達手段に関するアドバイザー応募用紙」を次のとおり提出してください。

(1) 提出方法

メール送付（募集期間内必着）

(2) 募集期間

令和8年2月18日（水）午前9時30分から令和8年3月23日（月）午後5時まで

(3) 提出先

メールアドレス：[bgm-boujo@ml.soumu.go.jp](mailto:bgm-boujo@ml.soumu.go.jp)（消防庁防災情報室 津辻宛）

#### 5 アドバイザーの審査方法等

(1) 審査方法

消防庁防災情報室長による書類審査（場合によってはヒアリングを実施）により決定します。

(2) 審査結果の連絡

募集期間終了後、応募者に対して連絡します。

#### 6 必要経費の額

会議要綱第15条に規定する金額は、次のとおりとします。

(1) 謝金 16,100円（日額）

(2) 旅費 派遣地までの往復に掛かる次の費用（派遣地により異なる。）

ア 交通費

イ 宿泊費等

#### 7 その他

不明な点につきましては、別添の会議要綱を確認していただくか、下記の問合せ先までご連絡ください。

**【問合せ先】**

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

東京都千代田区霞が関2-1-2

担当：勝山、林、津辻

電話：03-5253-7526